

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

大切な「マイホーム」をお守りする
さまざまな補償を住宅新規購入オーナーさまに。

住居建物総合保険・地震保険

平成22年10月以降保険始期用

住宅新規購入オーナーさま専用

マイホーム ぴたっと



「マイホームぴたっと」は
ベルマーク協賛商品です。



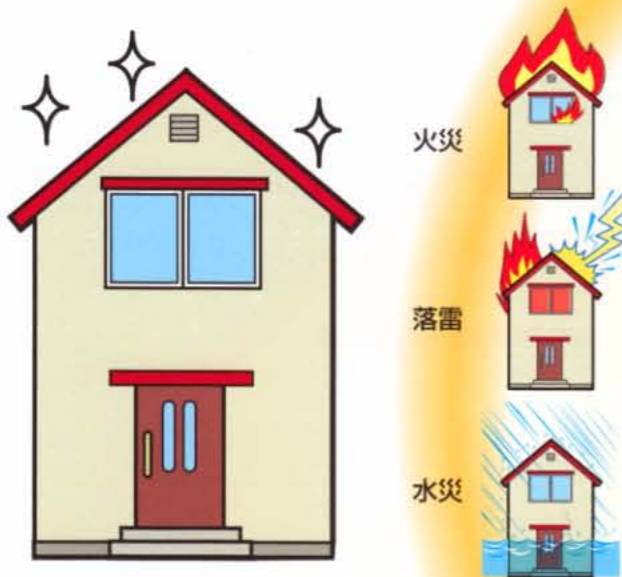
「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

マイホームオーナーの皆さまへ あいおいニッセイ同和損保の「マイホームぴたっと」なら、 大切なお住まいに、大きな安心をお届けできます!

「マイホームぴたっと」は、
新規に購入された居住用建物専用の
火災保険です。

(注)「マイホームぴたっと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および店舗や事務所などを併設した併用住宅とその収容家財を対象とします。

建物に関する
さまざまな損害
に備えられます。



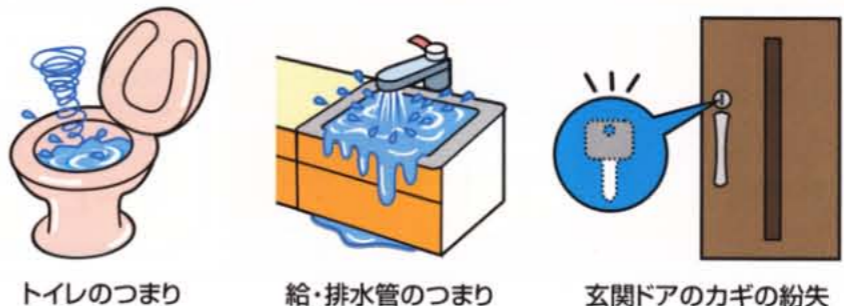
建物だけではなく、
家財もしっかり
補償します。



地震保険をセットすることで、
地震や津波による
損害を補償します。



暮らしの中のトラブルは、
住まいの現場急行
サービスにお任せください。



Contents

- STEP 1 商品の全体像 P3
- STEP 2 建物と家財の補償 P5
- STEP 3 地震保険／オプション補償(特約) P7
- STEP 4 サービス P9
- STEP 5 保険料等について P11
- STEP 6 補償内容の詳細 P13
- STEP 7 契約概要のご説明 P17
- STEP 8 万一、事故が発生した場合のお手続きについて 裏表紙

マイホームぴたっとの全体像をご説明します。

プラン 3つのプランからお選びいただけます。

プラス さまざまな費用補償

「建物」が
損害を受けてしまったときの補償



P5

「家財」が
損害を受けてしまったときの補償
(家財追加補償特約)



P5

「地震」によって
建物や家財が損害を受けてしまったときの補償 (地震保険)



P7

「その他」
思わぬ出費の補償



P8

トラブルに役立つ
「サービス」



P9

ワイドプラン					
ベーシックプラン					
エコノミープラン					
 火災	 落雷	 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	 水ぬれ	 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為	 不測かつ突発的な事故 専用水道管の凍結による損害も補償します。
 破裂・爆発	 風災・雹災・雪災	 盗難	 水災		
 火災	 落雷	 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	 水ぬれ	 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為	 不測かつ突発的な事故
 破裂・爆発	 風災・雹災・雪災	 盗難	 水災	 持ち出し家財	

自動セット

- 損害防止費用**
火災、落雷、破裂・爆発事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために使用した消火薬剤の再取得などに必要な費用を補償
- 防犯対策費用**
犯罪行為が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や防犯機器等の設置に必要な費用や、ドアのカギが盗難された場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を実費で補償
- 地震火災費用**
地震などによる火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償


任意セット

- 費用総合補償特約** 戸分マ
- 事故発生時諸費用
- 災害緊急費用
- 特別費用 (建物のみ)
- 残存物取片づけ費用補償特約** 戸分マ

戸 … 1戸建オーナーさま
 分 … 分譲マンションオーナーさま (区分所有)
 マ … マンション・アパートオーナーさま (1棟所有)

ポイント

「地震保険」をあわせてご契約いただくことで、「マイホームぴたっと」では補償対象とならない地震等による損害も補償対象となります。

-  地震による火災
-  地震による損壊
-  噴火による埋没
-  津波による流失

-  類焼損害補償特約 戸分マ
-  専用使用権付共用部分修理費用補償特約 戸分マ
-  敷地内構築物修復費用補償特約 戸分マ
-  個人賠償責任補償特約 戸分マ
-  家賃補償特約 戸分マ
-  施設賠償責任補償特約 戸分マ

戸 … 1戸建オーナーさま
 分 … 分譲マンションオーナーさま (区分所有)
 マ … マンション・アパートオーナーさま (1棟所有)

365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます!
住まいの現場急行サービス

水回りクイック修理サービス
玄関ドアカギ開けサービス

日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!
住まいの安心サポート

ハウスクエアサポート
暮らしのトラブル (法律)・税務ご相談
健康・医療ご相談

建物と家財の補償

●補償範囲の広い「ワイドプラン」が特におすすめです。
さらに、風災・雹災・雪災、水災は「損害の額にかかわらず補償」タイプ（実損型）がおすすめです！



建物の補償

3つのプランからお選びいただけます。



ワイドプラン

建物のさまざまなリスクをカバーしたい、とお考えの方向けのプランです。

ベーシックプラン

盗難、水災などの損害にも備えたい、とお考えの方向けのプランです。

エコノミープラン

補償を限定し、保険料はなるべく安く、とお考えの方向けのプランです。

火災
失火やもらい火による火災の損害を補償

落雷
落雷による損害を補償

破裂・爆発
ガスもれによる爆発などの損害を補償

風災・雹災・雪災^{※1}
[損害の額にかかわらず補償^{※2}] 台風などによる損害を補償

建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
航空機の墜落や車両飛び込みなどによる損害を補償

水ぬれ
水道管や排水管などの給排水設備に発生した事故等による水ぬれ損害を補償

騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為
デモなどの集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償

盗難
盗難により建物に発生した損傷・汚損の損害を補償

水災^{※1・※3}
床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害を補償

不測かつ突発的な事故
専用水道管の凍結による損害も補償します。
誤って自宅の壁などを壊した場合などの偶然な事故による損害を補償

[不測かつ突発的な事故の例]
事故の状況
ソファを移動していたところ部屋のドアにぶつかり、ドアに穴があいてしまった。

建物の損害の額
ドアの修理費用
約10万円

お支払いする保険金等の詳細は **13** ページ →

自動
セット

このような費用も補償します。



損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために使用した消火薬剤の再取得などに必要な費用を補償



防犯対策費用

日本国内で保険の対象である建物内において、犯罪行為（警察署に届け出たものに限ります）が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や防犯機器等の設置に必要な費用や、ドアのカギが盗難された場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を実費で補償



地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償（地震保険とは異なります）

任意
セット

費用総合補償特約

事故発生時諸費用	失火による見舞費用など、事故発生時に臨時に発生する費用を補償 ^{※1}
災害緊急費用	火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり支出した必要かつ有益な費用（仮住まいの賃借費用・建物の仮修理費用など）を補償
特別費用（建物のみ） ^{※2}	お支払いする損害保険金の額が、1回の事故で保険金額の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合に発生する特別な費用を補償

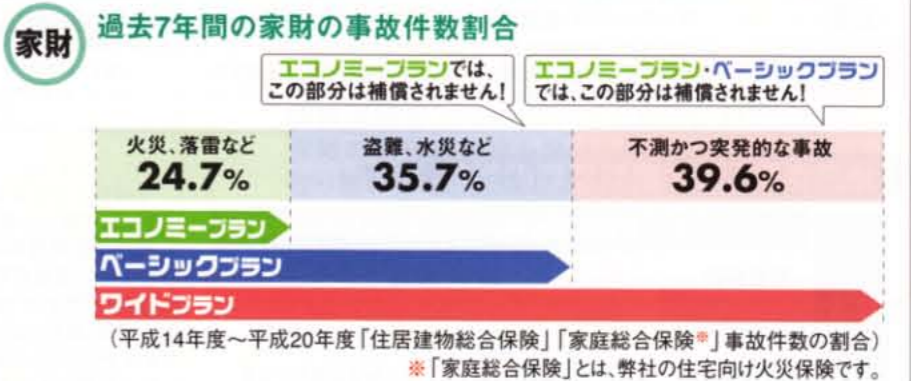
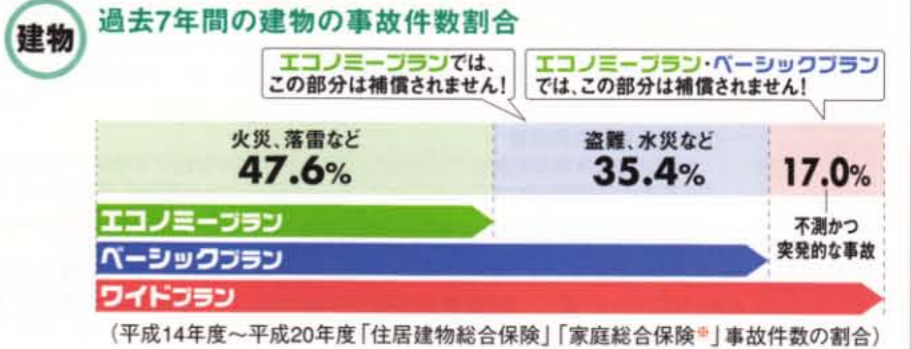
※1 事故発生時諸費用は、補償プラン（ワイド・ベーシック・エコノミー）ごとに損害保険金（生活用の通貨等の盗難、凍結によって水道管に発生した損害および持ち出し家財の損害保険金を除きます）が支払われる場合に、お支払いします。なお、お支払対象事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定することもできます。
※2 「特別費用保険金補償対象外特約」をセットした場合は、補償対象外となります。ただし、構造級別がM構造またはM級の場合や「水災補償対象外特約」をセットしたご契約の場合は、「特別費用保険金補償対象外特約」のセットはできません。また、家財の補償には、特別費用はございません。
(注) 費用総合補償特約は事故発生時諸費用、災害緊急費用、特別費用がセットされた特約です。なお、特別費用については補償対象外とすることができます。

残存物取片づけ費用補償特約

損害保険金[※]をお支払いする事故により保険の対象が損害を受けた場合の取り壊し費用や清掃費用等としてお支払いします。
※生活用の通貨等の盗難、凍結によって水道管に発生した損害および持ち出し家財に発生した損害に対する損害保険金を除きます。
(注) 構造級別がM級の場合で、エコノミープランをご選択いただいたときは自動セットされます。

さらにP7地震保険とP8オプション補償（特約）もプラスできます。

これだけの事故でお役に立っています！



家財の補償

「家財追加補償特約」をセットすることにより、建物の補償プランと同様の損害を補償します。



ワイドプラン

家財のさまざまなリスクをカバーしたい、とお考えの方向けのプランです。

ベーシックプラン

盗難、水災などの損害にも備えたい、とお考えの方向けのプランです。

エコノミープラン

補償を限定し、保険料はなるべく安く、とお考えの方向けのプランです。

火災
失火やもらい火による火災の損害を補償

落雷
落雷による損害を補償

破裂・爆発
ガスもれによる爆発などの損害を補償

風災・雹災・雪災^{※1}
[損害の額にかかわらず補償^{※2}] 台風などによる損害を補償

建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
航空機の墜落や車両飛び込みなどによる損害を補償

水ぬれ
水道管や排水管などの給排水設備に発生した事故等による水ぬれ損害を補償

騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為
デモなどの集団行動などに伴う暴力・破壊行為による損害を補償

盗難
家財の盗難による損害を補償

水災^{※1・※3}
床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害を補償

持ち出し家財^{※4}
一時的に持ち出した家財の火災・盗難などによる損害を補償

不測かつ突発的な事故^{※5}
誤って家財を壊した場合などの偶然な事故による損害を補償

[不測かつ突発的な事故の例]
事故の状況
ソファを移動していたところ液晶TVにぶつかり、画面を壊してしまいTVが見えなくなった。

家財の損害の額
約30万円

お支払いする保険金等の詳細は **15** ページ →

●建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。「マイホームひたつ」では、所定の特約保険料を払込みいただき「家財追加補償特約」をセットすることにより、建物の補償プランと同様の損害を補償します。なお、建物の補償プランと家財の補償プランで異なる補償プランをお選びいただくことはできません。





※1 風災・雹災・雪災および水災については、損害保険金に対して自己負担額を「なし」「3万円」「5万円」「10万円」からお選びいただけます。
※2 「風災等支払方法変更特約」をセットしない場合、風災・雹災・雪災の補償内容は損害の額が20万円以上の場合に補償されます。
※3 マンション等の中高層階にお住まいの場合、水災を補償対象外とすることもできます。また、1戸建・マンションとも水災一時金のみをお支払いするタイプをお選びいただくこともできます。
※4 日本国内の他の建物内にある間に限ります。
※5 家財に発生した不測かつ突発的な事故については、損害保険金に対して自己負担額3,000円が適用されます。

地震保険

「マイホームぴたっと」だけでは、地震による損害を補償できません。
「マイホームぴたっと」とセットで「地震保険」のご契約もおすすめします。

「地震保険」の補償内容をご説明します。

このようなときに補償されます。

	地震による火災		地震による損壊
	噴火による埋没		津波による流失

保険の対象 保険の対象は「居住用建物」「家財」です。

保険金額の設定方法 地震保険の保険金額は「マイホームぴたっと」の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。

お支払いする保険金 損害の程度によって、地震保険金額の5%、50%、100%をお支払いします。詳細はP18 地震保険の概要をご参照ください。

建物の制限 建物 5,000万円が限度 **家財** 1,000万円が限度

「地震保険」の割引制度についてご説明します。

保険の対象である建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料をご提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

(注)以下の4つの割引は重複して適用することはできません。

建築年割引

昭和56年(1981年)6月以降に新築された建物および収容家財に対して適用します。 **割引率 10%**

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- 建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書または検査済証等の対象建物の新築年月、または新築年が確認できる公的機関等^{※1}が発行する書類^{※2}
- 宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(対象建物の新築年月または新築年が確認できるもの)
- 対象建物に建築年割引が適用されていること、およびその建築年月または建築年が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

^{※1} 公的機関等とは、国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
^{※2} 公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。

耐震等級割引

建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅で、耐震等級[※]が1～3に該当する建物および収容家財に対して適用します。 **割引率 30%**

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- 建設住宅性能評価書
ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書
- 耐震性能評価書
- 対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

免震建築物割引

平成19年(2007年)4月以降、建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅で、「免震建築物」に該当する建物および収容家財に対して適用します。 **割引率 30%**

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- 建設住宅性能評価書
ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書
- 対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物および収容家財に対して適用します。 **割引率 10%**

確認資料:以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます。

- 耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書
- 建物の所在地、耐震診断年月日^{※1}および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類^{※2}
- 対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書

^{※1} 耐震診断年月日とは、耐震診断のために建物を調査した日、耐震診断を完了した日等をいいます。
^{※2} 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

「地震保険」は保険料控除の対象です。

概要	所得税の取扱い		個人住民税の取扱い	
	対象契約	地震保険	対象契約	地震保険
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

・ご契約者が個人の場合、払込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。

・地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払込みいただいた場合には、払込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の払込地震保険料となります。

・左記は平成22年(2010年)7月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

オプション補償(特約)

「マイホームぴたっと」の特約としてさまざまな特約をお選びいただけます(別に特約保険料の払込みが必要となります)。なお、セットする特約の種類によっては「マイホームぴたっと」の保険期間が制限される場合があります。

日常生活のさまざまなリスクに備える特約や、基本契約にプラスすることで、より広いリスクを補償する特約をご用意しています。

こんな方におすすめです。 **戸**…1戸建オーナーさま **分**…分譲マンションオーナーさま(区分所有) **マ**…マンション・アパートオーナーさま(1棟所有)

類焼損害補償特約 **戸分マ**

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を補償します。

補償金額 年間最高1億円まで補償!

(注)損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。

家賃補償特約 **戸分マ**

賃貸住宅に火災などの事故が発生したために生じる家賃収入の減少をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

専用使用権付共用部分修理費用補償特約 **戸分マ**

被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合規約に基づき被保険者が負担する修理費用を補償します。

補償金額 1事故につき10万円まで補償!

施設賠償責任補償特約 **戸分マ**

保険の対象となる建物の所有・使用・管理や、賃貸管理業務の遂行を原因とする偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を補償します。

敷地内構築物修復費用補償特約 **戸分マ**

建物敷地内にある被保険者が所有するチェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカーなどの他、タンク、外灯などの屋外設備・装置や庭木に発生した事故による損害の修復費用を補償します。

補償金額 1事故につき100万円(自己負担額3,000円)まで補償!

(注)庭木の損害については、この特約のセットされた普通保険約款または家財追加補償特約で損害保険金が支払われる場合に限り適用されます。

費用総合補償特約 **戸分マ**

事故発生時諸費用	失火による見舞費用など、事故発生時に臨時に発生する費用を補償します。 ^{※1}
災害緊急費用	火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり支出した必要かつ有益な費用(仮住まいの家賃費用・建物の仮修理費用など)を補償します。
特別費用(建物のみ) ^{※2}	お支払いする損害保険金の額が、1回の事故で保険金額の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合に発生する特別な費用を補償します。

^{※1} 事故発生時諸費用は、補償プラン(ワイド・ベーシック・エコノミー)ごとに損害保険金(生活用の通貨等の盗難、凍結によって水道管に発生した損害および持ち出し家財の損害保険金を除きます)が支払われる場合に、お支払いします。なお、お支払対象事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定することもできます。下記「費用総合補償特約の補償内容」をご参照ください。
^{※2} 「特別費用保険金補償対象外特約」をセットした場合は、補償対象外となります。ただし、構造級別がM構造またはM級の場合や「水災補償対象外特約」をセットしたご契約の場合は、「特別費用保険金補償対象外特約」のセットはできません。また、家財の補償には、特別費用はごさいません。
(注)費用総合補償特約は事故発生時諸費用、災害緊急費用、特別費用がセットされた特約です。なお、特別費用については補償対象外とすることができます。
<費用総合補償特約の補償内容>下記○は補償対象、×は補償対象外です。

補償パターン	事故発生時諸費用	災害緊急費用	特別費用
費用総合補償特約(事故発生時諸費用支払限度額100万円)をセットした場合	○	○	○
費用総合補償特約(事故発生時諸費用限定危険補償100万円)をセットした場合 (事故発生時諸費用の補償対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定するタイプです)	○	○	○
費用総合補償特約をセットしない場合	×	×	×

個人賠償責任補償特約 **戸分マ**

住宅^{※1}の所有、使用または管理における偶然な事故もしくは被保険者が日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を補償します。^{※2※3}

補償金額 1事故につき1億円まで補償!

^{※1} 住宅には別荘など一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
^{※2} 補償プランがワイドで、被保険者が個人の場合、賠償事故解決特約がセットされ、示談代行サービスのご利用が可能となります。
^{※3} 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフカートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

残存物取片づけ費用補償特約 **戸分マ**

損害保険金[※]をお支払いする事故により、保険の対象が損害を受けた場合の取り壊し費用や清掃費用等としてお支払いします。

[※] 生活用の通貨等の盗難、凍結によって水道管に発生した損害および持ち出し家財に発生した損害に対する損害保険金を除きます。
(注)構造級別がM級の場合で、エコノミープランをご選択いただいたときは自動セットされます。

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

お電話ください。頼れる**無料サービス!!** “住まいの困った” にスピーディに対応します。

住まいの現場急行サービス 365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます!

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

●トイレがつまって流れない!

トイレのつまりの除去



●台所の排水管がつまって水びたしに!

給・排水管のつまりの除去



●洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!

給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理



玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

●外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまいました!

玄関ドアのカギ開け



上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

(注1) 各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。
(注2) ご契約者または被保険者(保険証券に記載された保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
(注3) 玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

対象となる建物 被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物が対象となります。

(注1) 居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。
(注2) 居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。

対象となる地域 日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985024)にご連絡をいただき、あいおいニッセイ同和損保がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
- 出動業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管などをいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
- ご契約の居住建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。

住まいの現場急行サービスの
ご利用は、右記までご連絡ください。

365日 24時間 **0120-985024** *携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
*おかけ間違いにご注意ください。

サービスのご提供について

(住まいの現場急行サービス
住まいの安心サポート 共通)

- サービスの対象となるご契約は **マイホームびたっと**
(注) サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約についてはサービスをご提供できませんのでご注意ください。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

住まいの安心サポート 日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

ハウスクエアサポート 優待

平日9~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

● ご家庭に防犯・防災設備を設置したい方に **ホームセキュリティのご紹介**

ご家庭用のセキュリティの提携業者をご紹介します。
(注) 購入設置費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。



● 掃除のプロをお探しの方に **ハウスクリーニングのご紹介** ECO

環境にやさしいハウスクリーニングの提携業者をご紹介します。
(注1) ハウスクリーニングの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
(注2) リフォーム業者のご紹介は対象となりません。



● エコな引越し業者をお探しの方に **引越し業者のご紹介** ECO

ライフスタイルにあわせて引越し業者をご紹介します。
(注) 実際の引越し費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。



暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

平日13~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

● 暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に **法律のご相談**

日常生活のトラブル(法律)に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて弁護士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。
(注) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。



● 暮らしの税務などを相談したい方に **税務のご相談**

暮らしの税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて税理士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。



健康・医療ご相談

365日24時間

● 日常生活の体調不良やケガなどを相談したい方に **健康・医療のご相談**

健康状態に関するご相談、病気に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。
(注) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。



● 病院等をお探しの方に **病院情報のご提供**

いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。



● 夜間休日に医療機関をお探しの方に **夜間休日医療機関情報のご提供**

夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。



- 保険金請求に関わる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 - サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 - 住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- * 住まいの安心サポートは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

優待 提携先の業者における各種サービスが優待料金にてご利用いただける場合があります。 **ECO** 環境にやさしいサービスをご利用いただくことができます。

住まいの安心サポートの
ご利用は、右記まで
ご連絡ください。

良いサービス コール **0120-4132-56**

* 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
* おかけ間違いにご注意ください。
* 音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

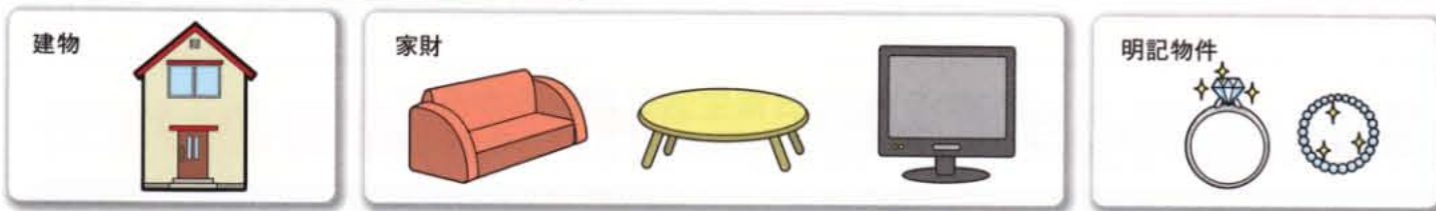
ご利用にあたっては、ご契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険のほか、保険証券同封のサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号(4桁)**が必要となります。

- サービスをご利用いただける方は
ご契約者または被保険者となります。
ご契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

ください。

保険料等について

保険の対象について



構造級別について

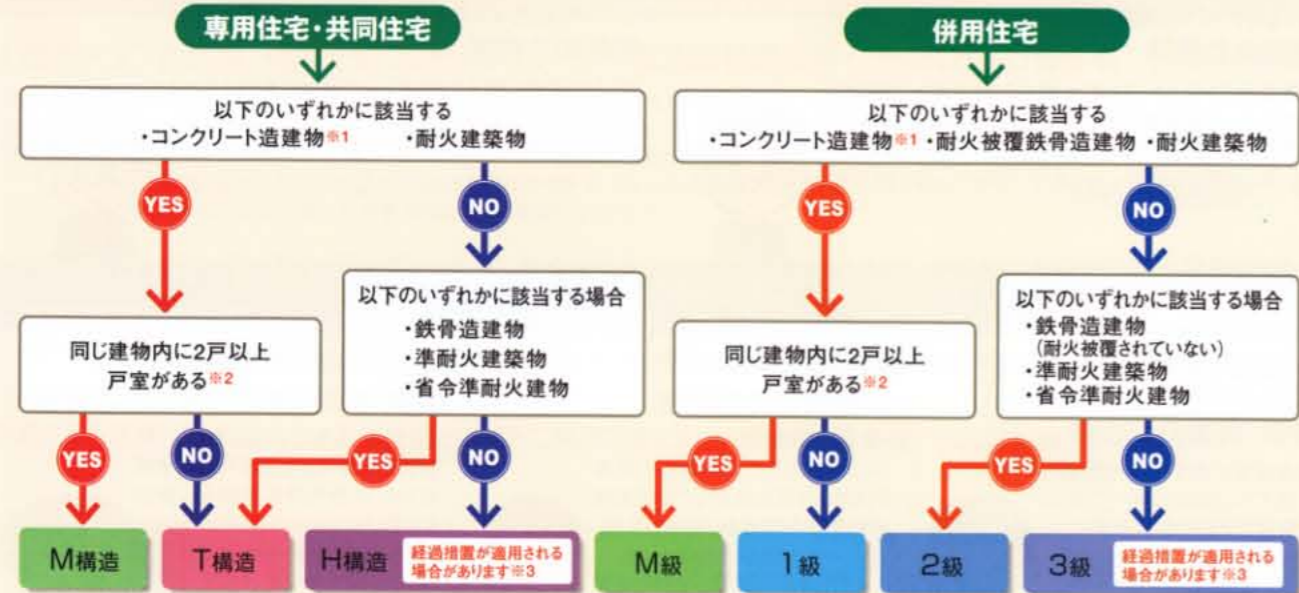
建物の柱や工法、耐火性能によって、保険料が変わります。

建物の構造級別をご確認ください。

- 建物の「構造級別」は、柱や工法、耐火性能で判定します。下記 **構造級別確認ガイド** をご確認ください。
- 「マイホームぴたっと」では、建物の「用法」が「専用住宅」、「共同住宅」、「併用住宅（店舗や事務所などを併設した居住用建物）」の場合にご契約いただけます。

構造級別確認ガイド

木造の建物でも法令上の耐火建築物、準耐火建築物または省令準耐火建築物に該当しないか必ずご確認ください。



(注) 構造級別の判定にあたって、建築確認申請書、設計仕様書または設計図面などで建物の耐火性能を確認させていただく場合があります。

- ※1 コンクリート造建物には、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物を含みます。
- ※2 1つの建物が2以上の生活単位となる戸室を有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
- ※3 上記の構造級別判定の結果、建物がH構造または3級に該当する場合は、保険料のご負担を軽減する「経過措置」が適用される場合があります。必ず下記の **経過措置の対象** をご確認ください。

経過措置の対象 (構造によっては「経過措置の対象」となります)

- 対象契約** 継続前契約の構造級別がB構造または2級と判定されていた建物が、継続後契約でH構造または3級と判定される場合
(注1) 経過措置を適用したご契約を継続される場合も引き続き適用されます。
(注2) 継続前契約が弊社のご契約ではない場合も条件を満たしていれば適用されます(継続前契約の保険証券写しなどのご提出が必要となります)。
- 継続後のご契約の条件** 以下のすべてに合致する必要があります。
1. 保険始期日が継続前契約の満期日または解約日と同一であること。
2. 保険の対象である建物が、継続前契約と同一であること。
3. ご契約者が、継続前契約と同一であること。
ただし、下記の①～③などによるご契約者またはご契約者名の変更については、ご契約者が継続前のご契約と同一であるとみなします。
①死亡による相続 ②改姓・名称変更 ③企業の合併・統合
- 適用上のご注意**
1. 保険期間の途中で保険の対象の移転を行った場合、その時点で経過措置は終了します。
2. 保険期間の途中でご契約者の変更を行った場合、その時点で経過措置は終了します。
ただし、上記「継続後のご契約の条件」3.の①～③などによる変更は、ご契約者の変更とはみなしません。
3. 継続時または保険期間の途中で、保険の対象である建物に収容される家財などを保険の対象に追加した場合も、経過措置の対象となります。

保険金額の設定等について

建物の保険金額は、評価額いっぱいにお決めください。

(注) 評価額を超えて保険金額を設定した場合でも、事故の際にお支払いする損害保険金は評価額が限度となります。また、評価額より保険金額を少なく設定した場合は、事故の際に十分な保険金をお受けいただけません場合があります。

「マイホームぴたっと」では「新価」基準で評価額を算出します。

「新価」基準とは 再調達価額(同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)を基準とする評価基準です。

(注) 貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものなどの明記物件については、時価(同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額)を基準とします。

ポイント 万一の事故の場合でも、「新価」基準なのでお支払いする保険金で建物や家財の再取得が可能です。
(注) 評価額いっぱいには保険金額を設定した場合となります。

「新価(再調達価額)」のときは、以下のように「評価額」を算出します。

建物の場合



家財の場合

世帯主の年齢・家族構成により標準的な評価額*を参考に任意で保険金額をお決めください。

*お客さまの標準的な評価額については、ご家族の状況などをご確認させていただいたうえで、ご案内させていただきます。
(注) 貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものなどの明記物件については、時価を基準とします。



45歳Aさんご家族の場合
家財評価額(新価)の目安は 約1,590万円!
家財の評価額の目安は1,590万円だけど、
保険金額は800万円を設定しよう。
(注) 評価額の目安の1,590万円でご契約いただいても、もちろん結構です。



<ご注意いただきたいこと>

- ◆ 保険金額の設定にあたっては、家財のご契約時の再調達価額を限度に100万円から3,000万円の範囲内で10万円単位に設定いただけますが、複数のご契約に分けてご契約いただく場合は、ご契約をまとめてご契約いただくよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
- ◆ 保険金額かつ家財の再調達価額を限度として、「新価」基準(明記物件は「時価」基準)で損害の額を補償します。

「明記物件に関する特約」について(家財追加補償特約をセットされたご契約の場合に自動的にセットされます)

保険の対象を収容する建物内で保険契約申込書に明記されなかった明記物件のうち、貴金属等にこのご契約のお支払対象となる事故(水災・持ち出し家財・地震による損害は除きます)が発生した場合に限り、保険の対象とみなして、1事故につき1個または1組ごとに30万円を限度に補償します*。ただし、故意または重大な過失によって保険契約申込書に明記し忘れた場合や、貴金属等に損害があったことを確認できなかった場合は補償されません。

*1回の事故につき、100万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

物価等が大きく変動した場合に、建物の保険金額の見直しをお知らせします。



補償内容の詳細

「マイホームびたっと(住居建物総合保険)」の普通保険約款・主な詳細は普通保険約款・特約集をご参照ください。

特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

■ 普通保険約款の補償内容 [建物の補償]

普通保険約款の補償内容は下記のとおりです。「マイホームびたっと(住居建物総合保険)」では、各補償プラン別の普通保険約款を採用しておりますので、各補償プラン別の普通保険約款をご参照ください。

保険金をお支払いする場合	補償プラン(○:対象、×:対象外)		
	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコミープラン
(1) 火災、落雷、破裂または爆発	○	○	○
(2) 風災・雹災・雪災※1※2	○	○	○
(3) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	○	○	×
(4) 給排水設備の事故等による水ぬれ	○	○	×
(5) 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×
(6) 盗難、盗難による損傷・汚損	○	○	×
(7) 水災※3 (注) 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合、または床上浸水※4もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合	○	○	×
(8) 不測かつ突発的な事故 (凍結により専用水道管について発生した事故を含みます) (注) 上記(1)～(7)までの事故は、損害保険金のお支払いの有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。	○	×	×
損害防止費用保険金 上記(1)の事故に際して、その損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	○	○	○

- ※1 「風災等支払方法変更特約」をセットしない場合、風災・雹災・雪災の補償内容は損害の額が20万円以上の場合に補償されます。
- ※2 建物内部の損害については、建物またはその一部(窓、扉、その他の開口部を含みます)が風災・雹災・雪災によって直接破損したために発生した損害(雨、雪、雹または砂塵の吹込みによる損害を含みます)に限ります。
- ※3 構造級別がM構造またはM級の場合は、「水災補償対象外特約」をセットすることで、水災の補償を除外とすることができます。また、構造級別に関わらず、「水災一時金補償特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故・1建物敷地内につき、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます。

お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
損害の額【保険金額※5が限度】	<p>後記⑧各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員 の重大な過失、法令違反 ●ご契約者・被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●事故の際における保険の対象の置き忘れ、紛失または盗難 など <p>左記(8)の事故に固有の項目 次に掲げる事由によって発生した損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え、取用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象の欠陥 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ落ち、ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象に対する修理、調整作業中における作業上の過失、技術の拙劣等 ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故、機械的的事故 ●保険の対象の置き忘れ、紛失 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、移動、隆起 ●電球、ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み、漏入 ●凍結により水道管に発生したパッキングのみの損害 など
損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
損害の額【保険金額※5が限度】	
損害の額-自己負担額※6【保険金額※5が限度】	
損害の額※7【保険金額※5が限度】	
損害防止費用の額	

- ※4 建物の居住用部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。
- ※5 保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。
- ※6 保険証券に記載された自己負担額をいいます。なお、保険証券に自己負担額の記載がない場合は適用されません。
- ※7 凍結によって保険の対象に含まれる専用水道管について発生した損害に対しては、1回の事故につき、1建物敷地内ごとに10万円を限度とします。

■ 主な特約と補償内容

ご契約条件により自動的にセットされる特約と、別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は

下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約集をご参照ください。

① 費用に関する補償 [建物の補償]

費用保険金の種類	補償プランとお支払いする保険金		
	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコミープラン
防犯対策費用保険金	<p>＜各プラン共通＞</p> <p>① 保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たもの扉および窓の錠の取りかえ・補強費用や建物に防犯カメラ・防犯装置などを設置するための費用)の工事、または装置等の設置に要した実費【保険期間中(保険期間が1年を超える場合は、ドアの錠の交換に要した実費)【1事故につき、10万円が限度】</p> <p>② 日本国内で、保険証券に記載された建物のドアのカギが盗難され、ドアの錠を交換した場合</p>	<p>＜各プラン共通＞</p> <p>① 保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たもの扉および窓の錠の取りかえ・補強費用や建物に防犯カメラ・防犯装置などを設置するための費用)の工事、または装置等の設置に要した実費【保険期間中(保険期間が1年を超える場合は、ドアの錠の交換に要した実費)【1事故につき、10万円が限度】</p> <p>② 日本国内で、保険証券に記載された建物のドアのカギが盗難され、ドアの錠を交換した場合</p>	<p>＜各プラン共通＞</p> <p>① 保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たもの扉および窓の錠の取りかえ・補強費用や建物に防犯カメラ・防犯装置などを設置するための費用)の工事、または装置等の設置に要した実費【保険期間中(保険期間が1年を超える場合は、ドアの錠の交換に要した実費)【1事故につき、10万円が限度】</p> <p>② 日本国内で、保険証券に記載された建物のドアのカギが盗難され、ドアの錠を交換した場合</p>
事故発生時諸費用保険金※1	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合(ただし、凍結によって水道管に発生した損害は含まれません) 損害保険金×30%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合 損害保険金×30%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)または(2)の事故で損害保険金が支払われる場合 損害保険金×30%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】
災害緊急費用保険金	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)の事故により保険の対象である建物が損害を受けた 災害緊急費用の額【1回の事故につき、1建物敷地内ごとにこの保険契約の保険金額※4に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)の事故により保険の対象である建物が損害を受けた 災害緊急費用の額【1回の事故につき、1建物敷地内ごとにこの保険契約の保険金額※4に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)または(2)の事故により保険の対象である建物が損害を受けた 災害緊急費用の額【1回の事故につき、1建物敷地内ごとにこの保険契約の保険金額※4に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】
特別費用保険金 特別費用保険金補償対象外特約※2をセットした場合は、特別費用保険金はお支払いいたしません。	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合で、損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額※4の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合 損害保険金×10%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合で、損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額※4の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合 損害保険金×10%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)または(2)の事故で損害保険金が支払われる場合で、損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額※4の80%に相当する額を超え、ご契約が終了する場合 損害保険金×10%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】
残存物取片づけ費用保険金	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(8)の事故で損害保険金が支払われる場合(ただし、凍結によって水道管に発生した損害は含まれません) 残存物取片づけ費用の額【1回の事故につき、損害保険金の10%が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)～(7)の事故で損害保険金が支払われる場合 残存物取片づけ費用の額【1回の事故につき、損害保険金の10%が限度】	前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)または(2)の事故で損害保険金が支払われる場合 残存物取片づけ費用の額【1回の事故につき、損害保険金の10%が限度】
地震火災費用補償特約	＜各プラン共通＞ 地震、噴火、津波による火災によって、建物が半壊以上となった場合 保険金額※4×支払割合(5%)【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】	＜各プラン共通＞ 地震、噴火、津波による火災によって、建物が半壊以上となった場合 保険金額※4×支払割合(5%)【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】	＜各プラン共通＞ 地震、噴火、津波による火災によって、建物が半壊以上となった場合 保険金額※4×支払割合(5%)【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】

- ※1 事故発生時諸費用保険金の支払対象事故を前記普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)に限定するタイプ(限定補償)もお選びいただけます。
- ※2 構造級別がM構造またはM級の場合や「水災補償対象外特約」をセットしたご契約の場合は、「特別費用保険金補償対象外特約」のセットはできません。

保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
<p>後記③各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員 の重大な過失、法令違反 ●ご契約者や被保険者の所有・運転する車両またはその積載物の 衝突または接触 ●被保険者の親族が自ら行いまたは加担した犯罪行為の結果、被 保険者が負担した費用 など
<p>●ご契約者、被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員 の重大な過失、法令違反</p>

- ※3 構造級別がM級の場合で、エコミープランをご選択いただいたときは自動的にセットされます。
- ※4 保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。

補償内容の詳細

② 家財の補償

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
家財追加補償特約	<p>家財に発生した損害を補償します。</p> <p>火災、水災、盗難、不測かつ突発的な事故、持ち出し家財に発生した事故などにより家財に損害が発生した場合</p> <p>(注1) 補償プランごとにお支払対象となる事故の種類が異なります。なお、ワイドプランでご契約いただいた場合でも、持ち出し家財に発生した水災、不測かつ突発的な事故による損害はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2) 「家財追加補償特約」をセットした場合は前記②主な特約と補償内容①費用に関する補償[建物の補償]のうち家財に発生した損害においても以下の費用保険金がお支払いの対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●費用総合補償特約がセットされている場合: 事故発生時諸費用保険金 ●地震火災費用補償特約がセットされている場合: 地震火災費用保険金 ●残存物取片つけ費用補償特約がセットされている場合: 残存物取片つけ費用保険金 <p>(注3) 家財または明記物件に発生した不測かつ突発的な事故による損害に対してお支払いする損害保険金の額は、損害の額から自己負担額3,000円を差し引いた額となります。</p>	<p>前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償]「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <p>不測かつ突発的な事故に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●磁気テープ、磁気ディスク等の情報記録装置等の情報のみの損害 ●義歯、コンタクトレンズ等に発生した損害 ●動物、植物に発生した損害 <p>持ち出し家財に発生した損害に固有の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持ち出し家財である自転車・原動機付自転車(総排気量125cc以下)の盗難 ●持ち出し家財の置き忘れ・紛失

* 明記物件に関する特約が自動的にセットされます。

③ その他のオプション補償

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
類焼損害補償特約	<p>近隣の住宅や店舗などに損害を与えた場合でも補償します。</p> <p>建物・家財から発生した火災、破裂・爆発事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物内収容の動産)に損害が発生した場合(注) 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。</p>	<p>後記④各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、これらの者の法定代理人・役員故意・重大な過失・法令違反 <p>類焼補償対象物に含まれない主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象である建物または保険の対象である建物に収容される家財 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手や明記物件 ●国・地方公共団体が所有する建物 ●商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備・装置
専用使用権付共用部分修理費用補償特約	<p>分譲マンションのバルコニーなど(共用部分)が破損した場合に補償します。</p> <p>前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)~(8)の事故により被保険者が使用・管理する専用使用権付共用部分が損害を受け、管理組合の規約に基づき、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合</p>	<p>前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償]「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p> <p>ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって専用使用権付共用部分を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害は含まれません。</p>
敷地内構築物修復費用補償特約	<p>屋外設備・装置や庭木などの敷地内構築物を補償します。</p> <p>偶然な事故によって敷地内構築物が損害を受け、これを損害発生直前の状態に修復した場合</p> <p>(注1) 水災による損害の場合は、地盤面より45cmを超える浸水によって発生した損害がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2) 庭木の損害については、この特約のセットされた普通保険約款または家財追加補償特約で損害保険金が支払われる場合に限りです。</p>	<p>後記④各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、敷地内構築物の機能に直接関係のない損害 ●敷地内構築物の欠陥、自然の消耗等による損害 ●電気的故障・機械的故障 ●土地の沈下、移動、隆起 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、漏入 <p>敷地内構築物に含まれない主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ●野積の動産 ●被保険者が所有していない物 ●補修維持管理が適切に行われておらず、かつ現在使用されていない物
個人賠償責任補償特約	<p>日常生活の賠償事故に備えます。</p> <p>被保険者^{※1}ご本人の居住の用に供される住宅^{※2}の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や、被保険者が日本国内外における日常生活に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を受けた場合</p> <p>※1 被保険者は、被保険者ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族、およびご本人またはその配偶者の別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。</p> <p>※2 住宅には別荘など一時的に被保険者ご本人の居住の用に供される住宅を含みます。</p>	<p>後記④各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

* ワイドプランにセットされる場合には、被保険者が個人のときに賠償事故解決特約がセットされます(賠償責任事故発生時の示談代行サービスのご利用が可能となります)。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合(各補償項目固有)
家賃補償特約	<p>事故によって家賃収入が減少した場合に備えます。</p> <p><ワイドプラン> 保険の対象が前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)、(3)~(5)または(8)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p><ベーシックプラン> 保険の対象が前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)または(3)~(5)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p><エコミープラン> 保険の対象が前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償](1)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p>	<p>前記①普通保険約款の補償内容[建物の補償]「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ</p>
施設賠償責任補償特約	<p>賃貸物の管理等に起因した偶然な事故により、オーナーさまが負担する損害賠償責任に備えます。</p> <p>被保険者[※]が所有、使用または管理する施設に起因し、または賃貸管理業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</p> <p>※ 保険契約申込書記載のご本人をいいます。</p>	<p>後記④各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●排水または排気起因する損害賠償責任 ●屋根・扉・窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任

被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。

④ 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合

次の場合には、補償項目を問わず保険金をお支払いすることはできませんのでご注意ください。

- (1) ご契約者、被保険者などの故意
- (2) 戦争、内乱、革命、暴動等
- (3) 地震、噴火またはこれらによる津波<地震火災費用保険金には適用しません>
- (4) 核燃料物質などに起因する事故

用語のご説明 (五十音順)

○ご契約者【ごけいやくしゃ】

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがってご契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方をいいます。

○敷地内【しきちない】

囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一ご契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。

○自己負担額【じごふたんがく】

ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額をいいます。

○準耐火建築物【じゅんたいけけんちくぶつ】

建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

○省令準耐火建物【しょうれいじゅんたいけかたもの】

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する建物で独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは承認を得たものをいいます。ただし、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません。

○耐火建築物【たいけけんちくぶつ】

建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

○被保険者【ひほけんしゃ】

事故が発生した場合に、保険金のお支払いを受ける権利を有する方(補償の対象となる方)をいいます。

○併用住宅【へいようじゅうたく】

店舗や事務所などを併設した居住用建物をいいます。

○保険金【ほけんきん】

事故により損害が発生した場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。

○保険金額【ほけんきんがく】

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。ご契約金額ともいいます。なお、事故の種類によっては、保険金額以外の限度額が適用されることがあります。

○保険料【ほけんりょう】

ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込む金銭のことをいいます。

契約概要のご説明

ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

「マイホームびたっと」の概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1. 商品の仕組み

- ①「マイホームびたっと」は、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- ②「マイホームびたっと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および店舗や事務所などを併設した併用住宅である場合に、ご契約いただける保険です。なお、保険の対象である建物に収容された家財を保険の対象とする場合は、「家財追加補償特約」をセットしてご契約いただく必要があります。詳細はP15補償内容の詳細②をご参照ください。
- ③「マイホームびたっと」には、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかの補償プランをご選択のうえ、ご契約いただけます。それぞれの補償プランの主な内容はP13～14補償内容の詳細①をご参照ください。
- ④「マイホームびたっと」は、保険金の支払基準※を「新価」としてご契約いただけます。保険金の支払基準については、P12保険金額の設定等についてをご参照ください。
- ⑤地震保険をセットでご契約いただく場合は、地震等により保険の対象（居住用建物またはその収容家財）が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
※保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。

2. 建物の構造級別の判定方法

建物の柱の種類および法令上の耐火性能により構造級別を判定します。詳細はP11構造級別についてをご参照ください。

▲平成22年1月より、構造級別の判定方法が大きく変わりました

3. 保険金をお支払いする場合（補償内容）、保険金をお支払いできない主な場合等

損害保険金のお支払対象となる場合、保険金をお支払いできない主な場合等については、P13～16補償内容の詳細をご覧ください。また、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの補償プランにつきましては、保険契約申込書をご確認ください。

4. セットできる主な特約等とその概要

主な特約等とその概要については、P13～16補償内容の詳細②をご覧ください。また、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

5. 引受条件（保険金額等）

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、保険契約申込書をご確認ください。

① 保険金額の設定※

事故が発生した場合には、明記物件を除き事故発生時の再調達価額を基準に保険金をお支払いします。建物の保険金額はご契約時の再調達価額いっぱいにお決めください。また、家財の保険金額は再調達価額を限度に、100万円から3,000万円の範囲内で10万円単位に設定してください。

※建物の保険金額の設定にあたっては、土地代の費用は除いてお決めください。

② 保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財および明記物件の損害は補償されません。家財および明記物件を保険の対象とするためには、「家財追加補償特約」をセットいただき、建物とは別に家財および明記物件の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

6. 保険期間（ご契約期間）

「マイホームびたっと」の保険期間（ご契約期間）は、2年から36年までの期間で設定できます。ただし、セットされる特約の種類によっては「マイホームびたっと」の保険期間が制限されることがあります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険期間については、保険契約申込書をご確認ください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間（ご契約期間）、建物の所在地・構造、用法※等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、保険契約申込書をご確認ください。

※建物の用法が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職業（作業）の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、長期一括払のみとなります。また、保険料は現金で払込みいただく方法の他に、所定の条件が満たされる場合は、口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）※での払込みが可能です。ただし、クレジットカード、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）での払込みは、代理店・扱者によってはお取り扱いできない場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

※保険料はご契約後に保険証券とは別にお送りする払込取扱票にて、所定の払込期日までに、コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行（郵便局）で払込みいただけます。

4 満期返れい金・契約者配当金

「マイホームびたっと」には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。「マイホームびたっと」とセットでご契約いただく必要があります。セットでご契約いただく「マイホームびたっと」が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険期間の途中で地震保険を追加することができます。

2 保険金をお支払いする場合（補償内容）

- ①地震等（地震・噴火またはこれらによる津波）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（居住用建物または家財）に右記の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。
- ②1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（平成22年7月現在）

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 5兆5,000億円$$

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の100%（時価額が限度）
半損のとき	地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
一部損のとき	地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

3 保険金をお支払いできない主な場合

- ①家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを「マイホームびたっと」の保険の対象に含めている場合でも、地震保険では補償の対象となりません。
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - ・貴金属、宝玉石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿 など
- ②建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- ③建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金をお支払いできません。

4 引受条件（保険金額等）

- ①地震保険の保険の対象は「居住用建物」および「家財」となります。
- ②建物・家財ごとに、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。（注1）既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。（注2）マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- ③保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造により異なります。
- ④地震保険には割引が適用できる場合があります。
詳細はP7「地震保険」の割引制度をご覧ください。また、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

5 契約方式（保険期間等）

地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約とする方式があり、セットでご契約いただく「マイホームびたっと」の保険期間とあわせてご契約いただけます。

（保険期間が自動的に継続する方式のご注意）

- 保険期間の満了する日の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり地震保険契約は自動的に継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日などの所定の期日までに払込みください。所定の期日までに保険料の払込みがない場合には、継続するご契約の保険始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。



警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域）内に所在する居住用建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのお問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は下記にご連絡ください。

0120-721101

- ※受付時間 [平日AM9:00～PM5:00（土日祝日および年末年始を除きます）]
- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合はご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985024

- ※受付時間 [365日24時間]
- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101101

- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご用件	受付時間	ご注意ください事項
商品・ご契約内容のお問合わせ	[平 日] AM9:00～PM7:00 [土・日・祝日] AM9:00～PM5:00 (年末年始を除きます)	※以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または弊社営業店・サービスセンター等でお手続き・ご対応となります。 <ul style="list-style-type: none">・お見積り、ご契約、ご解約・法人・団体を対象としたご契約・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ 等

（社）日本損害保険協会へのご相談窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合は

（社）日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

フリーダイヤル 0120-107808

受付時間 [平日AM9:00～PM6:00]

- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※携帯電話・PHSからは03-3255-1306をご利用ください。

万一、事故が発生した場合のお手続きについて

- 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または弊社にご連絡ください。ご連絡がないとそれによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉、争訟等は、必ず事前に弊社とご相談のうえ、おすすめください。

事故発生から保険金のお受取りまで



ご注意ください

- このパンフレットは「マイホームびたっと」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。なお、保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 「マイホームびたっと」は「住居建物総合保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。
- 「マイホームびたっと」は、損害保険金^{※1}のお支払額が1回の事故で保険金額^{※2}の80%を超えた場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、80%を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- ^{※1} 家財追加補償特約をセットし、家財を保険の対象とした場合は、生活用の通貨等の盗難のときなどを除きます。
- ^{※2} 保険金額が再調達価額を超えるときは再調達価額とします。
- 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

総合保険代理店 ノバリ株式会社

東京本社 関東エリア 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-5-4
関西エリア 〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町11-1
中部エリア 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 5-33-21

ご加入のご相談ご用命はこちらまで

TEL 0120-88-7327
FAX 0120-88-7328